

練馬区選挙管理委員会告示第 46 号

令和 8 年 9 月 1 日現在の選挙人名簿による直接請求に関する必要署名数は
つぎのとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

練馬区選挙管理委員会

項 目	必要署名数
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 74 条第 1 項 条例の制定または改廃の請求 地方自治法第 75 条第 1 項 監査の請求 市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号） 第 4 条第 1 項 合併協議会の設置の請求 市町村の合併の特例に関する法律 第 5 条第 1 項 同一合併協議会の設置の請求	12,511 名
市町村の合併の特例に関する法律 第 4 条第 11 項 合併協議会の設置の 住民投票の請求 市町村の合併の特例に関する法律 第 5 条第 15 項 同一合併協議会の設置の 住民投票の請求	104,253 名
地方自治法第 76 条第 1 項 議会の解散請求 地方自治法第 80 条第 1 項 議員の解職請求 地方自治法第 81 条第 1 項 長の解職請求 地方自治法第 86 条第 1 項 主要公務員の解職請求 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 第 162 号） 第 8 条第 1 項 教育長または委員の解職請求	170,920 名